

日本大学校友会準会員(通信教育部を除く)

奨学金制度

在学中に発生する教育ローンの利子を奨学金として給付します

日本大学では、経済的な理由によって学生の学業に支障が生じないよう、60種類以上にも及び奨学金制度を設け、学生をサポートしています。しかしながら、現在の厳しい経済状況の中では必ずしも万全とは言い切れません。そこで、校友会では銀行(みずほ銀行)と提携し、準会員の父母等が利用できる教育ローンの制度を設けることによって、より一層のサポート体制を整えています。この制度では、卒業までの間は「元本据え置き型ローン」となっており、

在学中に発生する利子を校友会が全額給付いたしますので、卒業後に元本と卒業後からの利子のみを返済すればよいこととなります^(※)。なお、制度の詳細は次のとおりです。

※変動金利3.6%(令和5年1月31日現在) 年に2度、金利の見直しがあります。

奨学金制度(詳細)

保証会社保証	
方式	全額元本貸与、一部利子給付方式
奨学金給付額	融資額から生じた在学中における利子相当額(9月および3月に給付)
給付期間	修業年限内
ローン契約	保証会社が保証人となり、学生の父母等が銀行とローン契約を結ぶ
ローン返済期間	4年制学部は14年間、6年制学部・学科は16年間で最大の返済期間です(修業年限プラス10年間で最大の返済期間となります)。
債権者	銀行
債務者	学生の父母等
条件	<ul style="list-style-type: none"> ●人物が優れ、将来本学の卒業生として社会への貢献が期待できること ●経済的理由により学費の支弁が困難であること ●毎年度校友会準会員会費を納入していること ●学費納入期限の1カ月前までに申し出ること ●申込人(父母等)が、年齢、勤続年数、借入れ限度額、前年度の年収等の制約・条件を満たしていること

*個人ローン
借入申込書



奨学金申請から返済までの流れ



- 日本大学校友会(奨学金付教育ローン)奨学生願
 - 個人ローン借入申込書*
 - 学費等の支弁者の所得証明書(給与所得者は源泉徴収票)
 - 災害等の理由があるときは、被害状況の分かる書類
 - その他必要書類
- 詳しくは、各学部学生課・教学サポート課へお問い合わせください。

申請後、保証会社による審査を経て給付が決定されます。奨学生の父母等が、原則として前学期分または後学期分の授業料等に相当する元本据え置き型ローンを組み、修業年限内に発生する利子を校友会が奨学金として全額給付します。

融資決定後に、準会員会費未納、学費未納、休学、退学、学則に違反した場合等は、奨学金給付が取り消されることがあります。

奨学生の父母等または本人は卒業後、ローンの返済計画に沿って元本と卒業後の利子を銀行に返済します。ただし、奨学生が卒業後、日本大学大学院に進学した場合、在学期間分(最低修業年限内)の返済開始を遅らせ、引き続き奨学金の給付を願うことができます。この場合は、速やかに変更届を提出することが義務付けられています。